

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（基本税率の変更）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		2,6ナフタレンジカルボン酸ジメチル（以下「NDC」という。）								
改正要望の内容		NDCについて、輸入統計品目番号の新設及び基本税率の無税化								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
2917.39	090	芳香族ポリカルボン酸並びに その酸無水物、酸ハロゲン化 物、酸過酸化物、及び過酸並び にこれらの誘導体 その他のもの -その他のもの --その他のもの	4.6%	—	無税	4.6%	—	無税	3.1%	
		2,6 ナフタレンジカルボン酸 ジメチル								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和3年4月1日								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>NDC は主にポリエチレンナフタレート（以下「PEN」という。）の原材料として使用されている。PEN はよく似た特徴を有するポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）と同様の透明性を有し、PET と比較して耐加水分解性、耐薬品性に優れる。また、紫外線（～383nm）を吸収し、ガスバリア性にも優れているため、医薬品包装、消火器用途等に用途展開している。その他、一般PET フィルムと同等の加工性を持ちながら、一般PET フィルム対比耐熱性に優れ、また高剛性であることから薄肉化が可能であるため、自動車用絶縁フィルム、フレキシブルプリント基板、データ記録用テープ基材としても使用されている。</p> <p>② 問題点</p> <p>NDC の国内生産者は存在せず、米国の1社のみが生産しており、全量を輸入に依存している。そのため、国内NDCユーザーにとって、関税率3.1%分がコスト負担となっている。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>国内NDCユーザーの国際競争力維持・強化のため、NDCに対する基本税率の無税化が必要である。</p>								

	<p>② 改正目的達成予定時期 令和3年4月1日</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果 ・国内 NDC ユーザーの生産設備稼働量/稼働率の維持及び増加</p> <p>② 改正によって生じうる影響 NDC の国内生産者は存在しない。また、国内 NDC ユーザーにとって、本要望による関税撤廃は国内 NDC 関連産業の保護・発展に寄与するものであり、異議申し立てはないことを確認できている。そのため、NDC 関税撤廃による国内産業への悪影響は考えられない。</p> <p>③ 改正の妥当性 上記のとおり、改正によって期待できる効果は大きく、悪影響は無いため、NDC の関税撤廃は妥当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和元年度政策評価「2-1 ものづくり」において、国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化することとしている。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 本措置により、NDC の関税撤廃分だけ、その下流製品のコスト削減に寄与するため、日本の PEN メーカーをはじめとする NDC ユーザーの国際的な価格競争力の強化に有効である。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 —</p> <p>④ 関連措置 —</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	—
措置による効果	—